

# 輪島市穴水町環境衛生施設組合請負工事代価の前金払取扱規則

(平成 21 年 9 月 11 日規則第 4 号)

改正 平成 24 年 11 月 1 日規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)附則第 7 条の規定に基づいて輪島市穴水町環境衛生施設組合(以下「組合」という。)営請負工事代価(以下「工事費」という。)の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(前金払の割合及び範囲等)

第 2 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事で 1 件の請負契約金額が 500 万円以上の工事費について、当該請負契約金額の 10 分の 4 以内において前金払をすることができる。ただし、前金払の額は、10 万円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、工期が 2 以上の年度にわたる工事費については、各年度ごとに当該年度において実施すべき請負契約金額に相当する額に対し、前項の割合で計算した額を分割して前金払をすることができる。

3 前金払の用途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、修繕費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額、その他組合長が必要と認めた経費に限るものとする。

4 組合長は、歳計現金の保有状況等によって、前金払が困難と認めるときは、前金払をしないことができる。

(前金払の申請手続)

第 3 条 前金払を受けようとする請負契約者は、請負契約締結後 7 日以内に前金払承認申請書(様式第 1 号)を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請があつたときは、7 日以内にその可否を決定し申請者に通知する。

(前金払の請求手続及び支払)

第 4 条 前条の規定によって承認の通知を受けた申請者は、前金払請求書(様式第 2 号)に、保証事業会社の発行した前金払保証証書を添えて組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に前金を支払わなければならない。

(工事内容の変更に伴う前払の増減)

第 5 条 工事内容の変更、その他の事由によって請負契約金額に比べ 3 分の 1 以上の増減を生じたときは、前金払の金額は、第 2 条の規定による割合で増減することができる。

(保証契約の変更)

第 6 条 前金払の支払を受けて精算が未済の間に、工事内容の変更、その他の事由によって契約上定められた工期が延長されたときは、その工事の請負契約者は延長された工期まで前払金保証の期限を延長した保証書を提出しなければならない。

(部分払をする場合の前金払の精算方法)

第7条 前金払をした工事に対して部分払する場合は、その出来高の金額に10分の9を乗じて得た額から、前金払の額に工事の出来高歩合を乗じて得た額を控除して支払う。

(義務違反による前金払の返還)

第8条 前金払を受けた請負契約者が次の各号の一に該当するときは、組合長はその前払金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 請負契約者が第2条第2項に規定する経費以外の目的に前払金を使用したとき。
- (2) 請負契約者が当該工事の契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該工事の請負契約を解除したとき。
- (4) 請負契約者が第6条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、組合長が特に必要を認めたとき。

2 前項の場合、組合長は必要と認めたときは、相当額の利息を付けさせることができる。

(前払金保証書の保管)

第9条 会計管理者は、前金払請求書と共に提出された前払金保証書を保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月1日規則第4号)

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

様式第 1 号

前金払承認申請書

平成 年 月 日請負契約を締結しました下記工事費に使用する  
ため、請負契約額の %分 ¥ を前金として御支払願  
いたく承認方を申請いたします。

平成 年 月 日

組合長 殿

申請者

記

1 工事名

1 請負金額 ¥

